

報告

# 就実大学薬学部における健康食品管理士認定校の取得と 今後の取り組み

島田憲一<sup>1)</sup>\*, 阿藤寛明<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> 就実大学薬学部総合医療薬学研究室, <sup>2)</sup> 就実大学薬学部公衆衛生学研究室

## Efforts as a certified school for Functional Food Consultant in the School of Pharmacy, Shujitsu University

Kenichi Shimada<sup>1)</sup>\*, Hiroaki Aso<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> Department of Pharmaceutical Care and Health Science, School of Pharmacy,  
Shujitsu University

<sup>2)</sup> Department of Public Health, School of Pharmacy, Shujitsu University

(Received 15 November 2019; accepted 3 December 2019)

---

**Abstract:** With growing demand for good healthy life than ever before, demand for “Functional foods” is also growing, resulting in growing number of inappropriate products that do not suit for self-medication purpose or cause “malfunction”. To protect consumers from inappropriate “Functional foods”, Functional Food Consultant committee was established to bring professionals who can provide proper information of functional foods. We Shujitsu University were accredited for qualifying Functional Food Consultant and 35 students passed the examination last year. Here we introduce recent situation in the field of functional foods, our efforts to obtain accreditation, and prospects of our aim and activity.

**Keywords:** Functional Food Consultant, self-medication

---

### 健康食品管理士とは

健康食品管理士とは、一般社団法人 日本食品安全協会(以下、「協会」)の認定する資格である。協会の設立及び健康食品管理士資格は、平成14年2月に厚生労働省から出された通知「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」<sup>1)</sup>に拠っている。この通知は、平成12年に与えられた食品衛生調査

会栄養補助食品等分科会報告書「保健機能食品の表示等について」<sup>2)</sup>のアドバイザースタッフの確保の必要性に関する提言から出されたものである。上記の報告書は、海外におけるCODEX (FAO/WHO 合同食品規格計画) や米国の栄養補助食品・健康・教育法 (DSHEA) における健康強調表示などの動きを鑑み、本邦における保健機能食品制度やその表示について述べられたもの

である。この保健機能食品制度が、国民に理解され、また消費者保護の観点からも、相談機関の充実やアドバイザースタッフの確保が謳われている。通知では、消費者に対して適切な情報提供や相談に当たるアドバイザースタッフが習得すべき知識として表1が示され、また通知を尊重した健康食品管理士の教育目標は表2となっている。これら知識を持つ専門家の養成に関しても、通知では、養成主体や養成内容等が示されており、この通知に則った養成団体及びアドバイザースタッフとして、厚生労働省科研費報告書「健康食品の情報提供システム体制の構築と安全性確保に関する研究」<sup>3)</sup>には、「健康食品管理士」、「NR (Nutritional Representative)・サプリメントアドバイザー (日本臨床栄養協会)」及び「食品保健指導士 (公益財団法人 日本健康・栄養食品協会)」の3団体・3資格が該当すると記載されている。

**表1 アドバイザースタッフが習得すべき知識**

- ① 保健機能食品等の有用性、安全性を考慮した適正な使用方法や摂取方法 (過剰摂取の防止等も含む)
- ② 医薬品との相違についての正しい理解
- ③ 保健機能食品等と医薬品及び保健機能食品等同士の抱相互作用についての正しい理解
- ④ 栄養強調表示と健康強調表示に関する正しい理解
- ⑤ 保健機能食品等の有用性、安全性に関する科学的根拠を理解するための基礎知識
- ⑥ 食品及び食品添加物の安全性や衛生管理等に関連する知識
- ⑦ 健康状態及び栄養状態に応じた食品の適切な利用のための健康・栄養に関する知識
- ⑧ 関連法律 (食品衛生法、栄養改善法、薬事法、景品表示法等) の内容
- ⑨ 消費者の視点に立った情報提供と適切な助言のあり方及び消費者保護についての考え方
- ⑩ 保健機能食品等の市場に関する知識や海外の情報等

**表2 健康食品管理士の教育目標**

1. 健康食品などの分類ができ、適正摂取に関して安全性も含めて有用性を判断できる。
2. 健康食品の過剰摂取が引き起こす障害など問題点の認識ができる。
3. 医薬品と健康食品の相違についての認識ができる。
4. 医薬品による治療に対して健康食品の使用のあり方を判断できる。
5. 健康食品など生体に何らかの作用のある食品と医薬品との相互作用の判断ができる。
6. 食品及び食品添加物の安全性に関する認識ができる。
7. 健康状態の情報としての臨床検査に関する知識を有しその利用ができる。
8. 健康状態に応じた食品及び健康食品などの適切な利用法が判断できる。
9. 薬事法、健康増進法、食品衛生法、JAS法の理解ができる。
10. 消費者保護の観点で健康食品に関する相談に応ずることができる。

**健康食品管理士認定校 (日本食品安全協会認定校) について**

健康食品管理士となるための受験資格は表3の通り、受験資格の無い者については、教育講座受講資格者 (4年制薬剤師・臨床検査技師・管理栄養士等) として教育講座を修了し、受験資格を得ること等が必要となるなど、厳しい資格要件が存在するが、認定校では、所定の単位を修得することにより、在学中に受験資格が得られる。認定校の要件として、協会が指定するカリキュラム、資格等の認定基準があり、それらを満たした場合には、認定校として承認・登録される。認定校 (カリキュラム要件があるため認定校は学科単位) に在籍し、単位を修得した在学学生及び卒業生 (薬剤師資格を取得していないものも含まれる) は、健康食品管理士認定試験受験が可能となる。また認

定校要件として、最低1名の健康食品管理士資格を有する教員が求められており、健康食品管理士責任者として島田、代理責任者として阿藤を登録している。2019年4月1日現在、認定校は48校、そのうち薬学部が認定されている大学は、慶応義塾大学、岐阜薬科大学等本学を含め7校しかなく、他の薬系大学との差別化の観点からも有用であると考えられる。

**表3 健康食品管理士受験資格**

1) 認定校単位取得者
2) 医師・歯科医師・獣医師
3) 6年制薬剤師
4) BIO-S フードサイエンス終了者
5) 受験資格審査合格者(大学院卒業)
6) 下記資格者で修士以上の取得者
4年制薬剤師・臨床検査技師・管理栄養士等

**健康食品管理士認定校申請について**

平成29年10月、塩田薬学科長(当時)と相談の上、平成30年4月の認定を目指し申請書を提出した。申請書類は、①カリキュラム対比表、②講義概要、③履修単位一覧表、④担当教員一覧表及び⑤食品衛生学実習施設の概要からなる(⑤については、薬学部は提出要件とはなっていない)。基本的に、薬剤師養成カリキュラムは、特別な科目を開講することなく、読み替えにより対比させることは可能であるが、認定校カリキュラム対比表は非常に細かい規定がある。基礎科目として、生化学、解剖学等16単位240時間、専門科目として健康食品学、関係法規等25単位390時間が規定されており、本学専門科目のシラバスを1科目ずつ確認し、どの科目が対応し、そのうちの何コマが該当するかをチェックしたところ、改訂コアカリキュラム対応科目において、4年次前期を終了時点ですべての単位を修得できることを確認し申請した。その結果、平成30年4月から認定校として承認された。

**健康食品管理士認定試験について**

健康食品管理士認定試験は、例年5月下旬(春期試験)と11月上旬(秋期試験)に行われている。試験科目は、表4の通り。本学では、4年次前期終了・単位修得にて受験可能となるため、平成30年度秋期試験(試験日:平成30年11月18日)を本学認定校第1期試験として準備を始めた。認定校においては、受験者数が20名を超えると、認定校での受験が可能(認定校を試験会場として設定することが可能)となる。また認定校になることは、本学で試験を受けることができるだけでなく、受験に必要な成績証明書、在学証明書等を健康食品管理士責任者及び学科長が一括で証明すること、受験料についても本学の自動支払機で支払うことで、本学から一括で支払うことができる等学生の受験申請に関するメリットは多い。4年次前期に健康食品管理士についての説明会を行った結果、38名の受験希望者があり、本学を試験会場(岡山就実大会場)として認定試験を実施した(図1)。本学認定校第1期合格者は35名(合格率92.1%)であり、全国平均(全体合格率86.7%、学生合格率86.5%)を上回る結果を残すことができた。

**表4 健康食品管理士認定試験科目**

1. 健康食品総論
2. 健康食品各論
3. 食品と栄養
4. 食品表示・食品の安全性
5. 疾患と栄養
6. 医薬品と食品の相互作用
7. 関係法規
8. 疾患と病態解析
※問題数は100問

**図1 健康食品管理士認定試験（岡山就実大学会場：本学 P201 教室）平成 30 年 11 月 18 日**



### 最後に

薬剤師が専門性を高め、各種専門薬剤師の取得を目指していることもあり、本学に限らず、学生の専門薬剤師への関心は非常に高い。本学においても、アドバンスト科目である専門薬剤師概論 I でがん専門薬剤師をはじめ、様々な専門性を持った薬剤師の先生をお招きして講義をお願いしているが、学生の満足度も高い。同様に健康食品管理士への関心についても、平成 30 年度は 38 名が受験するなど非常に高いものがある。本資格は在学中に取得可能であることも魅力の一つであると考えられる。在学中に取得することで、就職活動において、履歴書への記載が可能となる。本学認定校第 1 期合格者は 35 名であったが、合格者が実務実習において、また卒業後、薬局やドラッグストアで健康食品を含む食品についてコンサルテーションできる薬剤師となることが期待される。活躍の場は薬局・ドラッグストアに限らず、NR・サプリメントアドバイザーである薬剤師が、入院患者の健康食品について、治療に支障のあるものや薬物との相互作用をチェックし、薬学的介入を行っている事例も報告されており<sup>4)</sup>、リスクコミュニケーターとして病院等の医療現場での活躍も期待される。また 5 年次の実務実習では、健康食品等についてある程度専門的な知識を持った上で実習に参加することで、より高度な実習となることも期待している。協会では上記のような

活躍の場を含め、健康食品管理士の活躍の期待される場面 (1~6) を紹介している。1. 健康食品の開発研究 (食品会社、製薬会社及び関連研究機関への就職)、2. 健康食品に関する治験の収集 (食品会社、製薬会社及び関連研究機関への就職)、3. 健康食品の販売 (食品会社、ドラッグストア等への就職)、4. 健康食品に関する各種コンサルタント (食品会社、ドラッグストア等への就職)、5. NST メンバーとしてチーム医療への参画、6. 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーターとしての活躍、である。

我が国では、近年、健康志向の高まりに伴い、特定保健用食品 (トクホ) 等の保健機能食品に加え、「いわゆる健康食品」市場は 2 兆円を超えられている。平成 24 年の消費者委員会の調査では、約 6 割の消費者が健康食品を利用し、健康食品利用者の 5 割は「効き目・有効性」を期待していると回答している<sup>5)</sup>。また平成 27 年には、機能性表示食品制度が始まった。機能性表示食品制度は、トクホとは異なり、食品関連事業者の責任において機能性を表示し、消費者が「自主的かつ合理的」に食品を選択する責任を負うものとも言えるものであり<sup>6)</sup>、消費者の身近な相談窓口として、専門家である健康食品管理士等のアドバイザー・スタッフの存在意義は高まっている。健康食品管理士の知識と資格は益々必要とされることが考えられ、今後も本学学生の健康食品管理士資格取得を支援していきたいと考えている。

### 引用文献

- 1) 厚生労働省医薬局食品保健部長通知，平成 14 年 2 月 21 日  
<<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/02/dl/s022-6-9a.pdf>>
- 2) 食品衛生調査会栄養補助食品等分科会報告書，平成 12 年 10 月 24 日  
<[https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1211/h1108-1\\_13.html#no2](https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1211/h1108-1_13.html#no2)>
- 3) 厚生労働省科研費報告書「健康食品の情報提

供システム体制の構築と安全性確保に関する研究」, 平成 23 年 5 月 1 日公開

- 4) 安達真紀子他：健康食品利用入院患者に対する薬学的介入内容の分析と管理アルゴリズムの構築, 医療薬学, 42 (4), 217-227 (2016).
- 5) 消費者の「健康食品」の利用に関する実態調査 (アンケート調査), 平成 24 年 5 月  
<[https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2012/088/doc/088\\_120518\\_shiryu1-2.pdf](https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2012/088/doc/088_120518_shiryu1-2.pdf)>
- 6) 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン, 平成 27 年 3 月  
<[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/foods\\_with\\_function\\_claims/pdf/food\\_with\\_function\\_claims\\_190701\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/pdf/food_with_function_claims_190701_0001.pdf)>